

学校における働き方改革「長万部町アクション・プラン」

はじめに

現在、学校には、未来社会を自立的に生き、社会の形成に参画するための資質・能力を一層確実に育成することを目指す学習指導要領のねらいや社会からの要請等を踏まえ、児童生徒に対する指導を一層充実させることが期待されており、その実現に向けては、町内全ての学校で、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務しながら、学校教育の質を高められる環境を構築することが必要です。

しかしながら、北海道教育委員会が、平成28年度に行った「教育職員の時間外勤務等に係る実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果では、前回調査(平成20年度)や国の教員勤務実態調査と比較して、改善は見られるものの、

- ・ 1週間当たりの勤務時間が60時間を超える者の割合が、教諭については、小学校で2割、中学校で4割を超えている。また、教頭に至っては、小・中学校とも7割を超えている。
- ・ 教頭については、調査業務を含む「事務処理」の時間が最も長い。
- ・ 教諭については、土日における「部活動指導」の時間が長く、中学校では全国平均よりも長い。・・・等の課題が明らかになっています。

この実態については、本町においても同様の傾向が見られます。

こうした状況を踏まえ、道教委では、平成29年10月に「学校における働き方改革推進プロジェクトチーム」を庁内に設置し、働き方改革を推進する体制を整備するとともに、この度、道教委が主導して、道内の全ての学校において、働き方改革を行うため、業務改善の方向性を示した「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」を作成しました。

本町においても、この「学校における働き方改革『北海道アクション・プラン』」に準じて、「学校における働き方改革『長万部町アクション・プラン』」を作成し、実効性ある取組に向け、学校との連携を図っていきます。

今後は、学校、家庭、地域、行政が密接に連携し、保護者や地域住民の理解を得ながら、教員が本来担うべき業務に専念できる環境に努めていきます。

1 働き方改革に関する国の動き

- ・ 平成29年6月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策」に係る中教審への諮問（文部科学省）
- ・ 平成29年6月、「学校における働き方改革に係る緊急提言」（中教審初等中等教育分科会学校における働き方改革特別部会）
- ・ 平成29年12月、「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」（中教審）
- ・ 平成29年12月、「学校における働き方改革に関する緊急対策」（文部科学省）
- ・ 平成30年2月「教育委員会において取り組むべき方策等をまとめた通知」（文部科学省）

2 アクション・プランの性格

- ・ 本プランは、町内の全ての学校が働き方改革を進めるため、町教委が策定し、各学校の取組を促すものである。
- ・ 本プランについては、今後の国や北海道の動向や学校における取組状況などを見極めながら必要に応じて適宜見直しを行う。

3 取組の方向性

- ・ これまでの働き方を見直し、教員が業務の質を高めるとともに、日々の生活や教職人生を豊かにすることで、自らの専門性や人間性を高め、子どもたちに対して効果的な教育活動を行い教育の質を高めるという、働き方改革の目指す理念を共有しながら取組を実行する。
- ・ 「学校における働き方改革」は、学校はもとより、国、地方公共団体、更には家庭、地域等を含めた全ての関係者がそれぞれの立場で、学校種による勤務態様の違いや、毎日子どもと向き合う教員という仕事の特性も考慮しつつ、その解決に向けて取り組んでいくことが重要である。

4 教育委員会及び学校の役割

(1) 町教委の役割

- ・ 町立学校における働き方改革を進めるための計画等を作成する。
- ・ 町立学校における働き方改革を進めるため、地域の実情に応じた取組を主体的に実施する。

(2) 学校の役割

- ・ 校長は、学校の重点目標を明確化し、全職員の共通理解のもと、働き方改革に向けた取組を関係機関と連携しながら主体的に推進する。
- ・ 「勤務時間」を意識した働き方を進め、職員一人一人の意識改革を促進する。

5 アクション・プランの目標及び期間

本プランに掲げる取組を成果の検証を行いながら着実に進めるため、当面の目標を次のとおり設定し、取組期間は平成30年度から32年度までの3年間とする。

1 週間当たりの勤務時間が60時間を超える教員を全校種でゼロにする。

この目標を達成するため、町教委は、毎年度、進捗状況を把握し、学校における働き方改革の取組を検証しながら、具体的な学校経営指導に努める。また、学校は、時間外勤務等の実態を踏まえ、実情に応じた取組を主体的に検討し、実施していくこととする。

【働き方改革を進めるため、平成32年度末に目指す指標】

- | | |
|----------------------------------|-------|
| 1 部活動休養日を完全に実施（年間73日）している部活動の割合… | 100% |
| 2 変形労働時間制を活用している学校の割合 | …100% |
| 3 定時退勤日を月2回以上実施している学校の割合 | …100% |
| 4 学校閉庁日を年9日以上実施している学校の割合 | …100% |

6 取り組みの検証・改善

（1）取組の検証・改善

町教委は、毎年度、進捗状況を把握して取組を検証し、検証結果及び北海道の働き方改革の動向を踏まえた新たな取組の追加や、効果が見られない取組の見直しなど、取組の改善を行う。

（2）検証結果の提供

町教委は、学校がPDCAサイクルを活用して、計画的に学校における働き方改革に向けた取組を進めるため、学校に対して、検証結果を提供し、学校現場において、取組の進捗状況を容易に把握することができるようにする。

7 保護者や地域住民等への理解促進

教員の長時間労働を改善し、教員が授業や授業準備等に集中し、健康でいきいきとやりがいをもって勤務することができる環境を整備することが、学校教育の質の向上につながる。子どもたちに対する教育は、学校、家庭、地域が連携協力して進めなければならない、その基礎となるのは信頼関係や共通認識であり、学校における働き方改革の取組について、保護者や地域住民等にも理解を深めてもらう必要がある。

このため、各学校においては、保護者や地域住民等に対し、適切に説明責任を果たし、その理解と協力を得るためにも、業務改善や教員の働き方改革について、学校評価に明確に位置付けるなどするとともに、町教委においても、PTA連合会等と連携するなどしながら、学校における働き方改革について、保護者や地域住民等への普及啓発を進める。

8 具体的な取組

- ・ 町教委は、地域や各学校の実情を踏まえ、次の取組を行う。
- ・ 学校は、校種をはじめ、各学校の実情を踏まえた上で、優先順位を決めて、次の取組を行う。

action1 本来担うべき業務に専念できる環境の整備

（1）「チーム学校」の実現に向けた専門スタッフ等の配置促進

- ・ 町教委は、学校に対して、特別支援教育支援員の配置、学校適応指導専門員の

配置、スクールカウンセラー、スクールヘルスリーダーの派遣要請、外国語指導助手（ALT）の派遣要請を推進する。

（２）学校運営協議会（コミュニティ・スクール）の活用

- ・町教委は、学校を核として、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう、保護者や地域住民が学校運営に参画する「コミュニティ・スクール」の一層効果的な活動を促し、地域との協働の推進による学校を応援・支援する体制づくりを推進する。

action2 部活動等の指導にかかわる負担の軽減

（１）部活動休養日等の完全実施

- ・町教委は、生徒や担当教員の健康・安全はもとより、けがの防止・心身のリフレッシュを図るなどのスポーツ医・科学の観点、生徒のバランスのとれた生活や心身の成長に配慮する観点から、全ての部活動における休養日等の完全実施に向けた取組を進める。
- ・スポーツ庁が策定した「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン」を踏まえて、必要な見直しを行う。

① 部活動休養日の実施

- ・毎週１日以上は、休養日を実施すること（年間52日以上）
- ・月に１日以上は、土曜日、日曜日または祝日に休養日を実施すること（年間12日以上）
- ・学校閉庁日は部活動休養日とすること（夏季休業期間内３日以上、年末年始の休日６日以上）

- ・上記を基本に１年の１／５以上の休養日を実施すること

$$365日 \times 1/5 = 73日$$

$$週1日52日 + 月1日12日 + 学校閉庁日9日以上 = 73日以上$$

※１ 休養日には学校で行う朝練習や自主練習も行わないこと

※２ 大会やコンクール等の前で、やむを得ず活動を行う場合は、代替の休養日を実施すること

② 部活動の活動時間

- ・平日は２～３時間程度で終了すること（生徒の最終下校時刻を設定）
- ・土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間中は、次の※３に該当する場合を除き、半日程度で終了すること

※３ 大会やコンクール等への出場、練習試合、合宿を行う場合

（２）部活動指導員等の発掘

- ・町教委は、部活動の指導体制の充実と教員の負担軽減の観点から、学校に部活

動指導員や補助員等を配置できるよう人材の発掘と制度導入への検討を行う。

（３）複数顧問の効果的な活用

- ・町教委は、可能な限り、部活動ごとに複数顧問を配置し、かつ、交代で指導や安全管理を行うなどして、時間外勤務縮減につながる取組を行うよう、学校に対して指導・助言を行う。

（４）中体連、中文連、各競技団体との連携・協力等

- ・町教委は、中体連や中文連、関係団体と連携、協力して、部活動休養日の完全実施などの取組を進めるとともに、体育協会や競技団体、文化団体等に対して、大会やコンクール等の見直しを要請する。
- ・各学校においては、出場する大会やコンクール等を精選するよう努める。
- ・町教委は、大会・コンクール等の主催者に対して、部活動指導員による引率や、複数の学校による合同チーム、地域スポーツクラブ等の大会参加が可能となるよう、関係規定の改正等を行うよう要請する。

（５）スポーツ少年団等への協力要請

- ・社会教育関係団体であるスポーツ少年団等には、本取組の趣旨を説明し、理解と協力を要請する。

action3 勤務時間を意識した働き方の推進と学校運営体制の充実

（１）ワークライフバランスを意識した働き方の推進

- ・町教委は、学校における働き方改革を着実に進めるため、職員一人一人がワークライフバランス（仕事と生活の調和）の視点を積極的に取り入れ、意識改革を図ることができるよう、月２回以上の「定時退勤日」（例えば「家庭の日」（給与・手当支給日）、「健康管理の日」（毎週水曜日））、「消灯時間の設定」等学校の実情に応じた取組や年２回以上の「時間外勤務等縮減強調週間」の徹底に努めるなど、職員の時間外勤務等の縮減に対する積極的な取組を進める。

（２）人事評価制度等を活用した意識改革の促進

- ・町教委は、学校における働き方改革に向けた取組状況を管理職員の人事評価に反映することとし、各学校においては、校長が定める「学校経営方針」や「重点目標」等に自校における働き方改革に関する視点を盛り込むとともに、管理職員の業績評価に係る目標設定に当たっては、所属職員の働き方改革に向けたマネジメントに関する目標として、例えば、時間外勤務等の縮減や年次有給休暇の取得促進に関する目標等を設定することとする。

- ・町教委は、管理職員だけでなく、学校の職員全体に対しても勤務時間を意識した働き方を浸透させるため、働き方に関する研修の実施を検討するとともに、職員一人一人が働き方改革の意識をもって進めるため、人事評価の面談において管理職員が職員

と業務改善に向けた意識の共有を図るとともに、職員自ら考えて主体的に働き方改革を進めるよう促すなどして、全職員で取り組むことや1週間当たりの勤務時間が60時間を超える職員に対しては、管理職員が当該職員と業務全般の内容や優先順位等を協議しながら、時間外勤務の縮減方策を具体的に定めるなどして、適切な勤務時間となるよう取り組む。

（３）長期休業期間中における「学校閉庁日」の設定

・町教委は、学校職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため、長期休業期間中に一定期間の学校閉庁日を設定するよう促す。

① 実施目的

職員が休養を取りやすい環境を整備し、心身の健康を保持するため

② 設定期間

- ・ 8月14日前後の特定の3日間以上を設定することを基本とする。
- ・ 年末年始は、6日間以上を閉庁する。

③ 服務上の取扱等

- ・ 年休、夏休、振替等
- ・ 休暇取得を強制しない
- ・ 出勤も可。この場合、開錠・施錠は出勤する者の責任で行うため、管理職員の出勤は不要
- ・ 部活動休養日に設定

④ 保護者への周知

教育長名の通知分を、各学校を通して保護者に周知

⑤ 緊急時等の連絡先

町教育委員会教育推進課 課長又は主幹とし、保護者にも周知

（４）勤務時間を客観的に把握する方策についての検討

・ 勤務時間の管理については、厚生労働省から「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（平成29年1月20日）が示され、「使用者は、労働者の労働日ごとの始業・終業時刻を確認し、適正に記録すること」とされており、労働法制上、校長や服務監督権者である教育委員会等に求められている責務であることを踏まえ、町教委では、学校において、具体的な方法について検討の上、勤務時間を客観的に把握する方策について検討する。

・ 学校においては、職員の勤務時間等の把握に努め、職員の健康に配慮するとともに、一部の職員に業務が集中しないよう、業務の平準化、効率化などの取組を進める。

（５）加配教員等の配置の推進

・ 町教委は、学校が学習指導・生徒指導等に関する様々な課題に対応するため、いじめや不登校問題など生徒指導上の諸課題に対応するための教員などの配置につい

て、道の加配を活用するなど、学校の組織運営体制や指導体制の充実を図る。

(6) 教員と事務職員との役割分担の見直し

- ・中教審の「学校における働き方改革に関する総合的な方策（中間まとめ）」において示された代表的な業務の在り方に関する考え方を踏まえ、学校や教員が担うべき業務の範囲が、学校現場や地域、保護者等に共有されるよう、道の動向を注視しながら学校や教員、事務職員等の標準職務の明確化を検討するとともに、学校管理規則に適切に位置付けることについても、併せて検討を進める。

action4 教育委員会による学校サポート体制の充実

(1) 調査業務等の見直し

- ・町教委は、教員の事務の負担を軽減するため、学校を対象として行う調査について精選を図るとともに、提出期間を十分に確保し、一定期間に調査業務が集中することのないよう取り組んでいく。
- ・町教委は、各種届出や報告事項等の見直しを行うとともに、提出書類や様式の簡素化を進める。
- ・町教委は、民間団体等からの作文や絵画コンクール等への出展依頼、子どもの体験活動などの各種団体からの家庭向け配布物について、当該団体に対して、学校の負担軽減に向けた協力を要請する。

(2) メンタルヘルス対策の推進

- ・町教委は、労働安全衛生法に基づく労働安全衛生管理体制の整備状況を把握するとともに、ストレスチェックの実施を検討する。

(3) トラブル等に直面した際のサポート体制の構築

- ・町教委は、生徒指導上の諸問題が深刻化し、学校だけでは解決が困難な事案や児童生徒の生命・身体の安全を脅かすなど緊急な対応が必要な事案等が発生した場合に、心理的、福祉的、法的側面など、専門的な見地からの助言や支援を行うため、「長万部町いじめ対策委員会」等の活用を促す。

(4) 学校行事の精選・見直し

- ・町教委は、学校に対し、文部科学省が提示する予定の取組例を参考とするなどして、学校行事の精選や内容の見直しの取組を推進するよう促す。

(5) 学校が作成する計画等の見直し

- ・町教委は、各学校に対し、新たな課題に対応した計画の作成を求める場合には、道教委が行う予定の取組を参考としつつ、まずは既存の各種計画の見直しの範囲内で対応することを基本とするよう指導・助言を行う。
- ・町教委は、学校単位で作成される計画が、計画の内容や学校の実情に応じて、業務の適正化を図る観点や、計画の機能性を高め、カリキュラム・マネジメントの充

実を図る観点から、可能な限り統合して作成されるよう、指導・助言を行う。

・町教委は、各教科等の指導計画の有効な活用を図るためにも、計画の内容や学校の実情に応じて複数の教員が協力して作成し共有化するなどの取組を推進する。

（６）学校の組織運営に関する見直し

・町教委は、学校に設置されている様々な委員会等について、類似の内容を扱う委員会等については、委員会等の合同設置や構成員の統一など、業務の適正化に向けた運用となるよう指導・助言を行う。